

# 公益財団法人 村田学術振興財団

## 定款

### 第1章 総則

(名称)

#### 第1条

この法人は、公益財団法人 村田学術振興財団（英文名 THE MURATA SCIENCE FOUNDATION）という。

(事務所)

#### 第2条

この法人は、主たる事務所を京都府長岡京市に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

#### 第3条

この法人は、エレクトロニクスを中心とする自然科学の研究、及び国際化にともなう法律、経済、社会、文化等の諸問題に関する人文・社会科学の研究に対する助成等を通じて、わが国の学術及び文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

#### 第4条

- ① この法人は、この法人の目的を達成するために、次の事業を行う。
  - (1) エレクトロニクスを中心とする自然科学の研究及び国際化にともなう法律、経済、社会、文化等に係る諸問題に関する人文・社会科学の研究に対する助成。
  - (2) 自然科学及び人文・社会科学研究者の海外派遣、受け入れ等、学術の国際交流に対する援助。
  - (3) 自然科学及び人文・社会科学の研究団体及び研究集会に対する助成。
  - (4) その他この法人の公益目的を達成するために必要な事業。
- ② 前項の事業については、日本全国において行うものとする。

### 第3章 資産及び会計

(資産の種別)

#### 第5条

- ① この法人の資産は、基本財産、特定資産及びその他の財産の三種類とする。
- ② 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- ③ 基本財産以外で、寄附者の指定又は理事会の決議により用途を特定の目的に制約した財産は、特定資産として管理する。
- ④ その他の財産は、基本財産及び特定資産以外の財産とする。

(資産の管理・運用)

第6条

この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会が別に定める資金運用規程によるものとする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条

- ① 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。
- ② やむを得ない理由により基本財産の全部若しくは一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、理事会において、決議に加わることのできる理事の3分の2以上に当たる多数の決議及び評議員会の決議を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第8条

- ① この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- ② 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条

- ① この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を得たうえで、定時評議員会において、承認を受けなければならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
  - (7) キャッシュ・フロー計算書
- ② 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 会計監査報告
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

#### 第10条

理事長は、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第5号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

#### 第11条

- ① この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、決議に加わることのできる理事の3分の2以上に当たる多数による決議及び評議員会の決議を得なければならない。
- ② この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときは、決議に加わることのできる理事の3分の2以上に当たる多数による決議及び評議員会の決議を得なければならない。

(会計原則)

#### 第12条

この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(事業年度)

#### 第13条

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第4章 評議員及び評議員会

### 第1節 評議員

(評議員の定数)

#### 第14条

この法人に評議員10名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

#### 第15条

- ① 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い評議員会において行う。
- ② 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
  - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ. 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
    - ロ. 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
    - ハ. 当該評議員の使用人
  - ニ. ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
  - ホ. ハ又はニに掲げる者の配偶者
  - ヘ. ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ. 理事

ロ. 使用人

ハ. 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ. 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

1) 国の機関

2) 地方公共団体

3) 独立行政法人通則第2条第1項に規程する独立行政法人

4) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

5) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

6) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15条の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつその設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

③ この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

④ 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記しなければならない。

（評議員の権限）

第16条

評議員は、評議員会を構成し、第19条第2項に規定する事項を決議するとともに、法令に定める個別の権限を行使する。

（評議員の任期）

第17条

① 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

② 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

③ 評議員は、定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

#### 第18条

- ① 評議員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、評議員1人あたり年間総額80万円を超えないものとする。
- ② 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- ③ 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等に関する規程による。

### 第2節 評議員会

(評議員会の構成及び権限)

#### 第19条

- ① 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- ② 評議員会は、次の事項について決議する。
  - (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
  - (2) 評議員の選任又は解任
  - (3) 理事及び監事の報酬の額
  - (4) 定款の変更
  - (5) 各事業年度の決算の承認
  - (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
  - (7) 残余財産の処分
  - (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
  - (9) 基本財産の全部若しくは一部の処分又は担保提供
  - (10) 役員及び評議員の報酬等に関する規程、謝礼金規程、退任謝礼金規程、評議員会運営規程の制定及び変更並びに廃止
  - (11) 助成案件と助成金額の承認
  - (12) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下一般社団・財団法人法という）に規定する事項及びこの定款に定める事項
- ③ 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第22条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(評議員会の種類及び開催)

#### 第20条

- ① 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。
- ② 定時評議員会は、毎年度1回6月に開催する。
- ③ 臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

#### 第21条

- ① 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- ② 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

- ③ 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- ④ 第 2 項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
  - (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合。
  - (2) 請求があった日から 6 週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(評議員会の招集の通知)

第 22 条

- ① 理事長は、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。
- ② 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(評議員会の議長)

第 23 条

評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の中から互選により議長を選出する。

(評議員会の決議)

第 24 条

- ① 評議員会の決議は、一般社団・財団法人法第 189 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、決議に特別の利害関係を有する評議員以外の評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の裁決するところによる。
- ② 前項前段の場合において議長は、評議員として決議に加わることができない。
- ③ 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の決議の省略)

第 25 条

理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第 26 条

理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第 27 条

- ① 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- ② 出席した評議員のうち 2 名以上が前項に定める議事録に署名又は記名押印する。

(評議員会運営規程)

第 28 条

評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものの他、評議員会の決議により別に定める評議員会運営規程による。

第 5 章 理事、監事、会計監査人 及び 理事会  
第 1 節 理事、監事、会計監査人

(理事、監事、会計監査人とその員数)

第 29 条

- ① この法人に、理事及び監事を置く。
  - (1) 理事 7 名以上 14 名以内
  - (2) 監事 2 名以内
- ② この法人に、会計監査人を 1 名置く。
- ③ 理事のうち、1 名を理事長、1 名を専務理事とする。
- ④ 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(理事、監事、会計監査人の選任)

第 30 条

- ① 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。
- ② 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- ③ 会計監査人は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- ④ この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- ⑤ この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- ⑥ 法人その他一般社団・財団法人法第 65 条第 1 項各号に掲げる者は、理事並びに監事になることはできない。
- ⑦ 公認会計士法の規定により計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書、財務諸表注記）について監査をすることができない者その他一般社団・財団法人法第 68 条第 3 項各号に掲げる者は会計監査人になることができない。
- ⑧ 理事又は監事並びに会計監査人に異動があったときは、2 週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務及び権限)

第 31 条

- ① 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- ② 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- ③ 理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 32 条

監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査する、並びに各事業年度に係る計算書類等（貸借対照表、正味財産増減計算表、事業報告書、附属明細書）、財務諸表注記、財産目録、キャッシュ・フロー計算書、収支予算書等を監査する。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べる。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告する。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求する。及び、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集する。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告する。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求する。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(会計監査人の職務及び権限)

第 33 条

- ① 会計監査人は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。
  - (2) 理事の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときはただちに監事に報告する。
  - (3) その他会計監査人に認められた法令上の権限を行使する。
- ② 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
  - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面。

- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの。

(理事、監事、会計監査人の任期)

第 34 条

- ① 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- ② 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- ③ 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- ④ 理事又は監事は定款に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- ⑤ 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。
- ⑥ 会計監査人は、前項の評議員会において別段の決議がなされなかったときは、その定時評議員会において再任されたものとみなす。

(理事、監事、会計監査人の解任)

第 35 条

- ① 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数による決議に基づいて行わなければならない。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- ② 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
  - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- ③ 監事は、会計監査人が、前項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するときは、(監事全員の同意により、) 会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(理事、監事、会計監査人の報酬等)

第 36 条

- ① 理事、監事、会計監査人には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- ② 理事、監事、会計監査人には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- ③ 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により定める役員及び評議員の報酬等に関する規程による。
- ④ 会計監査人に対する報酬等は、監事全員の同意を得て、理事会において定める。

(理事の取引の制限)

#### 第 37 条

- ① 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
  - (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- ② 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- ③ 前 2 項の取扱いについては、理事会の決議により別に定める理事会運営規程によるものとする。

(責任の免除又は限定)

#### 第 38 条

- ① この法人は、理事、監事及び会計監査人の一般社団・財団法人法第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- ② この法人は、外部理事・外部監事及び会計監査人との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額と同じとする。

## 第 2 節 理 事 会

(理事会の構成)

#### 第 39 条

理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

#### 第 40 条

- ① 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
  - (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
  - (2) 役員及び評議員の報酬等に関する規程、謝礼金規程、退任謝礼金規程、評議員会運営規程を除く規程の制定、変更及び廃止
  - (3) 理事の職務の執行の監督
  - (4) 理事長及び専務理事の選任及び解職
  - (5) 委員会の設置と委員会の委員の選任
  - (6) 事業計画及び収支予算の承認
  - (7) 基本財産への繰入れ
  - (8) 評議員会の招集
  - (9) 助成案件と助成金額の決定

- (10) 会計監査人の報酬の額の決定
- (11) 株主議決権の行使
- (12) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

- ② 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
  - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制の整備
  - (6) 第 38 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限度契約の締結

(理事会の種類及び開催)

#### 第 41 条

- ① 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。
- ② 通常理事会は、毎年度 2 回開催する。
- ③ 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 第 32 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(理事会の招集)

#### 第 42 条

- ① 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。
- ② 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- ③ 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 5 日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- ④ 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

#### 第 43 条

理事会の議長は、理事長とする。ただし、その者に事故若しくは支障があるときは、専務理事が、これに代わるものとする。

(理事会の決議)

第 44 条

- ① 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に特別の利害関係を有する理事以外の理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の表決するところによる。
- ② 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として決議に加わることはできない。

(理事会の決議の省略)

第 45 条

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、除く。

(理事会への報告の省略)

第 46 条

- ① 理事又は監事若しくは会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
- ② 前項の規定は、第 31 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(理事会の議事録)

第 47 条

- ① 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- ② 出席した理事長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規程)

第 48 条

理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会運営規程による。

## 第 6 章 選 考 委 員 会

(選考委員会)

第 49 条

- ① この法人には、第 4 条に掲げる助成の対象となるものを選考するため、選考委員会を置く。
- ② 選考委員会は 10 名以上 20 名以内の委員をもって組織する。
- ③ 前項の委員はこの法人の理事、監事、及び評議員以外の学識経験者から、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
- ④ 選考委員のうちには、選考委員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、選考委員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

- ⑤ 選考委員の任期は、就任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- ⑥ 補欠として選任された選考委員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- ⑦ 選考委員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- ⑧ 選考委員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- ⑨ 選考委員会に関する事項は、理事会が別に定める選考委員会規程による。

## 第 7 章 定款 の 変更、合併 及び 解散等

(定款の変更)

### 第 50 条

- ① この定款は、評議員会において、それぞれ決議に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数による決議を経て変更することができる。ただし、第 53 条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。
- ② 第 3 条及び第 4 条に規定する公益目的並びに第 15 条に規定する評議員の選任及び解任の方法については、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の 4 分の 3 以上に当たる多数による決議を経て変更することができる。

(合併等)

### 第 51 条

この法人は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数による決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

### 第 52 条

この法人は、一般社団・財団法人法第 202 条に規定する事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

### 第 53 条

この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

### 第 54 条

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(株主議決権の行使)

第 55 条

この法人が保有する株式について、その株式に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において議決に加わることのできる理事の 3 分の 2 以上の承認を要する。

## 第 8 章 事務局

(事務局の設置等)

第 56 条

- ① この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- ② 事務局には、所要の職員を置く。
- ③ 職員は理事長が任免する。ただし、重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- ④ 職員は、有給とする。
- ⑤ 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 57 条

- ① 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。
  - (1) 定款
  - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
  - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
  - (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
  - (5) 財産目録
  - (6) 理事、監事及び評議員の報酬に関する規程
  - (7) 事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資見込み
  - (8) 計算書類等（貸借対照表、正味財産増減計算書、事業報告書、附属明細書）
  - (9) 監査報告書及び会計監査報告書
  - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- ② 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、情報公開規程によるものとする。

## 第 9 章 情報公開 及び 個人情報の保護

(情報公開)

第 58 条

- ① この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- ② 情報公開に関する必要な事項は、理事会が別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 59 条

- ① この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- ② 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第 60 条

- ① この法人の公告は、電子公告により行う。
- ② 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は官報に掲載する方法による。

## 第 10 章 補 則

(委任)

第 61 条

この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

付 則

- ① この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- ② 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 13 条に規定する事業年度にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- ③ この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	村田 恒夫	坂部 行雄	尾池 和夫	岸本 忠三
	木村 孟	小檜山 賢二	佐和 隆光	長尾 真
	松尾 稔	吉川 弘之	吉本 高志	泉谷 裕
	村田 泰隆			
監事	石田 昭	川下 清		

- ④ この法人の最初の理事長は村田恒夫、最初の専務理事は坂部行雄及び最初の会計監査人は木村安寿とする。

⑤ この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

小佐野 広

川口 清史

河田 悌一

関口 憲一

根岸 哲

福田 秀樹

八田 英二

平野 眞一

松本 紘

水野 皓司

吉川 郁夫

鷺田 清一

荒井 晴市

家木 英治

石川 容平

藤田 能孝